

平成 27 年度 法科大学院（法務研究科）入学試験

公法（憲法・行政法）問題紙

C日程

平成 27 年 2 月 22 日

13 : 00～15 : 00 (120 分)

(180 点)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 公法の問題紙は 1 ページから 5 ページである。

科 目 名	ページ
憲 法	1
行 政 法	2～5

3. 解答用紙は、3 枚である。解答用紙の追加は認めない。

科 目 名	枚数	配点
憲 法	2 枚	100 点
行 政 法	1 枚	80 点
合 計	3 枚	180 点

4. 解答用紙は 3 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

北 海 学 園 大 学

憲 法

(配点 100 点)

問題 1

国や地方公共団体が「宗教的活動」(憲法第 20 条第 3 項)を行うことの禁止について、複数の事例を対比して論じなさい。(60 点)

問題 2

国政調査権について次の問いに答えなさい。(40 点)

- (1) 法的性質を説明しなさい。
- (2) 司法権及び検察権との関係における限界を説明しなさい。

行政法

(配点80点)

問題

次の「事件」を読み、各問に答えなさい。また、必要なら参考資料（土地収用法・都市計画法）を利用しなさい。

1 事件の経緯

愛知県は、急増する住宅需要に対応するため、都市計画事業として住宅団地（計画住宅戸数100戸）の開発をすることを決定し、本件事業を独立行政法人都市再生機構にさせることとした。愛知県の意を受けた独立行政法人都市再生機構は、本件事業の起業者となり、愛知県内に土地を所有するAと用地交渉をしたが、本件事業に反対するAと協議を継続しても協力は得られないと判断し、平成26年7月23日付けで、愛知県収用委員会に対し、本件各土地につき収用の裁決の申請及び明渡裁決の申立てをした。

愛知県収用委員会は、平成27年1月24日、上記事件について、以下の（ア）ないし（ウ）を内容とする収用の裁決（本件収用裁決）をした。

（ア） 収用し、明け渡すべき土地の区域

本件各土地（ただし、実測による。）

（イ） 損失の補償

① 権利取得に伴う損失の補償

Aに対し金1億3881万0539円

② 明渡しに伴う損失の補償

Aに対し金43万6413円

（ウ） 権利取得の時期及び明渡しの期限

① 権利取得の時期

同年3月24日

② 明渡しの期限

同上

2 本件収用裁決後におけるその他の経緯

ア 独立行政法人都市再生機構は、平成27年2月24日、名古屋法務局において、本件収用裁決において定められた損失補償金の全額を供託した（以下「本件供託金」という。）

が、Aは、現在に至るまで本件供託金を受領していない。

イ 独立行政法人都市再生機構は、同年3月24日、本件各土地について、同日収用を原因とする所有権移転登記手続をした。

ウ 愛知県知事は、Aが、本件明渡裁決に基づく本件各土地を引き渡し、各土地に存する工作物その他の一切の物件を移転する義務を、明渡しの期限である同年3月24日を経過しても履行しなかったことから、起業者である独立行政法人都市再生機構の請求により、同年5月16日、上記各土地の引渡し及び各物件の移転について、行政代執行法の規定に基づく代執行をした（以下「本件代執行」という。）。これによって、本件各土地に存する工作物その他の一切の物件は移転され、本件各土地は独立行政法人都市再生機構に引き渡された。

エ 独立行政法人都市再生機構は、予定されていた住宅団地を計画通りに開発し、その内の一区画をBに売却した。

問1 行政行為に認められる公定力とは、どのような効力か、簡潔に述べなさい。その際、解答が問2の解答と重ならないように注意しなさい。（20点）

問2 Bから本件土地所有権を取り返したいAは、本件収用裁決は違法であり、無効とは言えないものの、取り消されるべきだと考えている。しかし、Bは返還交渉に応じてくれないため、裁判で決着を付けるしか方法はない。では、土地所有権をBから取り戻すためには、Aはどのような裁判で、どのような主張を、どのような順番ですることになるか、を述べなさい。その際、行政行為には公定力が認められることに触れなさい。なお、違法原因（取消原因）を問題にしているのではないことに注意しなさい。（60点）

参考資料

土地収用法（抄）

（土地を収用し、又は使用することができる事業）

第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。・・・

三十 国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域について同法第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内において、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸

し、又は譲渡する目的で行う五十戸以上の一団地の住宅経営

(収用又は使用の裁決の申請)

第三十九条 起業者は、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から一年以内に限り、収用し、又は使用しようとする土地が所在する都道府県の収用委員会に収用又は使用の裁決を申請することができる。

(収用又は使用の裁決)

第四十七条の二 収用委員会は、前条の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、収用又は使用の裁決をしなければならない。

- 2 収用又は使用の裁決は、権利取得裁決及び明渡裁決とする。
- 3 明渡裁決は、起業者、土地所有者又は関係人の申立てをまつてするものとする。

(権利取得裁決)

第四十八条 権利取得裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

- 一 収用する土地の区域又は使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間
- 二 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償
- 三 権利を取得し、又は消滅させる時期（以下「権利取得の時期」という。）

(権利取得裁決に係る補償の払渡又は供託等)

第九十五条 起業者は、権利取得裁決において定められた権利取得の時期までに、権利取得裁決に係る補償金、加算金及び過怠金（以下「補償金等」という。）の払渡、替地の譲渡及び引渡又は第八十六条第二項の規定に基く宅地の造成をしなければならない。

2 起業者は、左の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、権利取得の時期までに補償金等を供託することができる。

- 一 補償金等を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は補償金等を受領することができないとき。
- 二 起業者が過失がなく補償金等を受けるべき者を確知することができないとき。
- 三 起業者が収用委員会の裁決した補償金等の額に対して不服があるとき。
- 四 起業者が差押又は仮差押により補償金等の払渡を禁じられたとき。

(権利の取得, 消滅及び制限)

第百一条 土地を収用するときは, 権利取得裁決において定められた権利取得の時期において, 起業者は, 当該土地の所有権を取得し, 当該土地に関するその他の権利並びに当該土地又は当該土地に関する所有権以外の権利に係る仮登記上の権利及び買戻権は消滅し, 当該土地又は当該土地に関する所有権以外の権利に係る差押え, 仮差押えの執行及び仮処分の執行はその効力を失う。但し, 第七十六条第二項又は第八十一条第二項の規定に基く請求に係る裁決で存続を認められた権利については, この限りでない。

都市計画法 (抄)

(定義)

第四条 . . .

2 この法律において「都市計画区域」とは次条の規定により指定された区域を, 「準都市計画区域」とは第五条の二の規定により指定された区域をいう。

(都市計画区域)

第五条 都道府県は, 市又は人口, 就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み, かつ, 自然的及び社会的条件並びに人口, 土地利用, 交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して, 一体の都市として総合的に整備し, 開発し, 及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において, 必要があるときは, 当該市町村の区域外にわたり, 都市計画区域を指定することができる。

2 都道府県は, 前項の規定によるもののほか, 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)による都市開発区域, 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)による都市開発区域, 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第一百二号)による都市開発区域その他新たに住居都市, 工業都市その他の都市として開発し, 及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。